

(介護予防)福祉用具貸与契約書

< 利用者 >

様

< 事業者 >

株式会社ユナイテッドケア

ユーケアOne

(介護予防)福祉用具貸与契約書

様(以下、「利用者」といいます)と、株式会社ユナイテッドケア(以下、「事業者」という)は、事業者が利用者に対して行う居宅サービスについて、次の通り契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護(予防)サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(事業者の重要事項説明義務)

事業者は、この契約の締結に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対し、事業運用規定の概要(介護予防)福祉用具貸与、従事者などの勤務体制等、利用申込者において、事業者が提供しうるサービスを選択する際に必要と認められる重要事項を記載した「重要事項説明書」を交付して、これらの事項を説明します。

第3条(契約期間)

- この契約の契約期間は、 から利用者の要介護(要支援)認定または要介護(要支援)認定の有効期間満了日までとします。
- 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書等による契約終了の申し出がない場合契約は自動更新されるものとします。

第4条(サービスの種類および内容)

- 事業者は、前項のうち、利用者が重要事項説明書3記載のサービスの中から選択したサービスを提供します。
- 提供するサービスの種類および内容を変更する場合には、変更内容に係る契約書別紙を追加して添付します。

第5条(料金)

- 利用者は、サービスの対価として契約書別紙に定める料金をもとに計算された合計額を支払います。
- 事業者は、当月料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月20日頃に利用者へ送付します。
- 利用者は、当月料金の合計額を翌月末日までに支払います。(原則翌月27日口座自動引落し)

第6条(サービスの中止)

- 利用者は、事業者の担当相談員に連絡することにより、本サービスの利用を中止することが出来ます。
- 前項の場合に、利用者は事業者に対し、重要事項説明書「利用料金」記載の利用料を支払います。

第7条(料金の変更)

- 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 利用者が、料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づき契約書別紙を作成し、お互いに取り交わします。
- 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者の担当相談員に対し、連絡することにより、この契約を解約することができます。

第8条(利用者の解約権)

重要事項説明書5(2)④ア記載のとおり。

第9条(事業者の解約権)

重要事項説明書5(2)③④イ記載のとおり。

第10条(天災等不可抗力による契約の終了)

- 1 契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業者は利用者に対して当該サービスを提供する義務を負いません。
- 2 前項の場合に、利用者は既に実施したサービスについては所定の利用料金を事業者に支払います。

第11条(契約の終了)

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ② 利用者の要介護(要支援)認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合、または介護保険の被保険者の資格を喪失した場合

第12条(賠償責任)

- 1 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
但し、利用者又はその家族に故意又は過失がある場合は、賠償額を減額することができます。
- 2 以下の場合、事業者は賠償責任を免れます。
 - ① 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ② 利用者がサービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ④ 利用者が、事業者もしくはサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 前項損害賠償義務の履行を確保するため、事業者は、日本在宅サービス事業者協会の損害賠償責任保険、あるいは、同等の損害賠償責任保険に加入します。

第13条(秘密保持)

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第14条(個人情報の取り扱い)

- 1 利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、誠実に対応いたします。
なお、利用者家族の個人情報についても同様です。
- 2 利用者及び利用者家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

